

福島市手話言語条例（素案）

手話は、手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に守り受け継いできました。しかし、長い間、手話に対する理解が得られず、ろう者に対する差別や偏見から、手話を自由に使えないなど、ろう者は不便や不安に耐えながら暮らしてきました。

このような中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は音声言語と同様に「言語」であることが明記されました。

福島市は、昭和43年に第1回全国手話通訳者会議が開催され、昭和46年には福島県内初の手話サークルが誕生するなど、手話に関わる先駆けの地でもあります。

「手話は言語」であり、ろう者にとって「手話は命」です。いつでもどこでも、安心して手話を使いやすい環境を整えるとともに、全ての人が、ろう者及び手話への理解を深め、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（2） 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の手話による意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念及び手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に係る施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、推進方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第10条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援)

第14条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障がい者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。